

令和4年7月27日時点

保護者等の皆様へ

いの町教育長

濃厚接触者（自宅待機要請者含む）と確認された生徒（児童）への対応について

この度、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、濃厚接触者の行動制限が改定され、高知県においても濃厚接触者（自宅待機要請者含む）と確認された方について、濃厚接触者の自宅待機期間が「患者との最終接触日から5日間の自宅待機、6日目解除」に短縮されました。また、2日目以降に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを自費で購入し、2日間連続で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2回目の陰性を確認した時点から自宅待機を解除できるとされました。

ただし、上記いずれの場合であっても、患者との最終接触日から7日間が経過するまでは、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策を継続することに変更はありません。

国や県の方針に従い濃厚接触者と確認された生徒（児童）については、5日間の自宅待機の運用が継続されますが、自宅待機期間を短縮された場合であっても、学校内での感染拡大を防ぐために、家庭及び学校における感染防止対策へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 濃厚接触者（自宅待機要請者含む）の自宅待機期間について

国及び県の基本方針に従い、濃厚接触者（自宅待機要請者）の自宅待機期間が「患者との最終接触日から5日間の自宅待機、6日目解除」に短縮されました。また、下記の条件※のもと、「2日目以降に薬事承認された抗原定性検査キットを使用し2日間連続で陰性を確認した場合、2回目の陰性を確認した時点から自宅待機を解除」することができます。ただし、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定されていないため、5日間の待機をお願いします。

※3日目以降に自宅待機を解除できる条件

- ①本人及び同居家族に体調不良者がいない。
- ②抗原定性検査キットは、薬事承認を受けた「体外診断用医薬品」を薬局等で自己負担で購入し、使用する。
- ③3日目以降に自宅待機を解除した場合でも、7日間が経過するまでは原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策は継続すること。

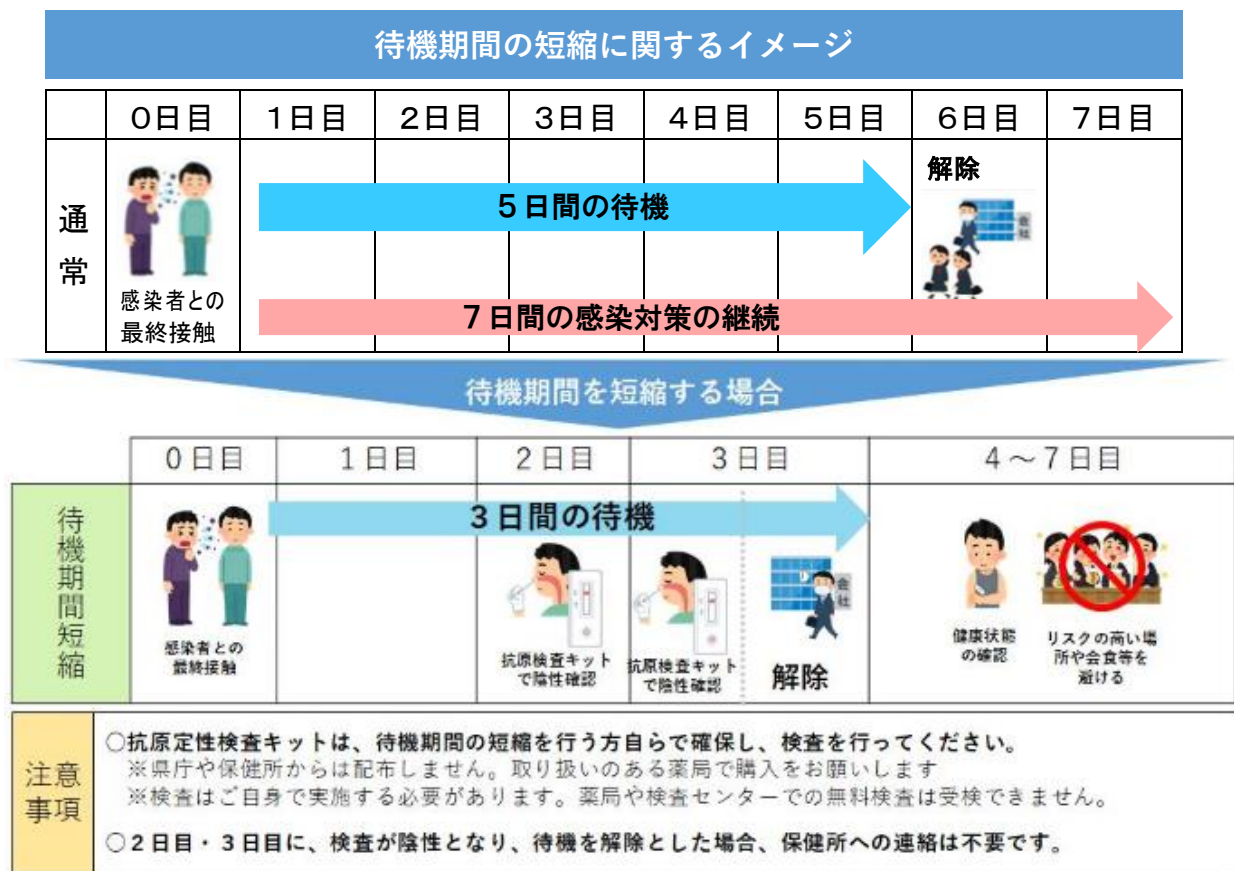
○2日間の陰性確認ができていることを、学校の管理職に連絡をお願いします。

2 家庭でのご協力をお願い

- ・患者との最終接触日から7日間が経過するまでの間、学校では以下の感染対策へのご協力をお願いします。

校内での過ごし方について	学校外での活動について
・校内でのマスクを外す活動は控える。 ・昼食時など飲食時の会話は控える。 ・部活動には参加しない。	・校外で行う教育活動には参加しない。 ・部活動における公式戦への参加や練習試合、合同練習には参加しない。

〈参考〉待機期間の数は以下のとおりです。



出典・参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より